

小牧市屋外広告物条例の制定について



小牧市 都市政策部 都市計画課
2025年5月29日（木）

◆はじめに～屋外広告物の定義～

屋外広告物とは、（法第2条第1項）

①常時又は一定の期間継続して

→・常時表示：土地や工作物などに定着して表示

・一定の期間継続して表示：5日を超えて継続して表示

②屋外で

③公衆に

表示されるものであって

・看板、立看板、はり紙及びはり札

・広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの

・これらに類するもの

◆はじめに～屋外広告物の種類～



出典：「愛知県屋外広告物条例の仕組み」パンフレット

◆はじめに～屋外広告物法の目的～

屋外広告物法は、

- ①「良好な景観の形成・風致の維持」
- ②「公衆に対する危害の防止」

のため、

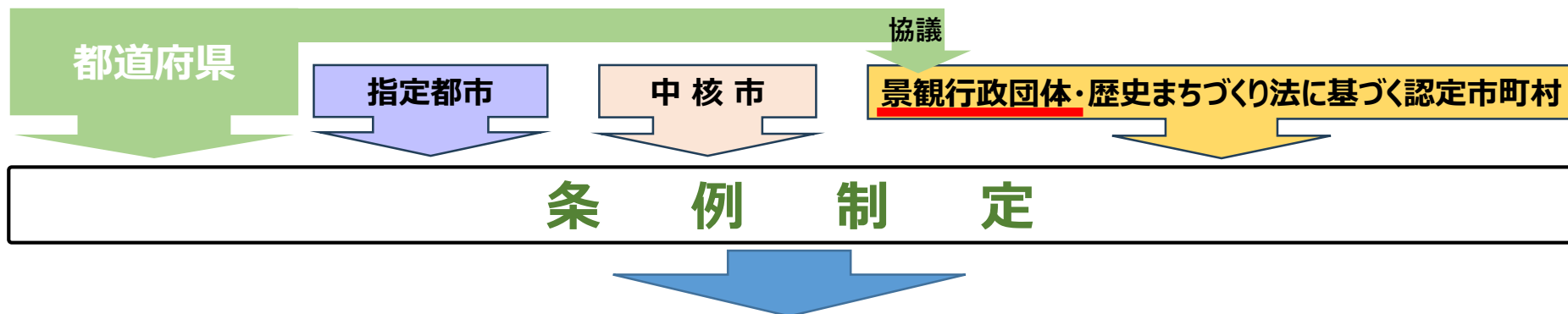
- ・「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持」
- ・「屋外広告業」

について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

◆はじめに～屋外広告物法の概要～

屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの



≫ 規制が可能

① 一定の地域・場所又は物件について、表示・掲出禁止

(1) 地域・場所

- ・住居専用地域、田園住居区域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- ・文化財、保安林のある区域
- ・道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域
- ・公園、緑地、古墳、墓地
- ・その他都道府県等が特に指定する地域・場所

(2) 物件

- ・橋りょう、街路樹、路傍樹、銅像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木
- ・その他都道府県等が特に指定する物件

(3) 都道府県等が公衆の危害を防止するために必要があると認めるとき

② 広告物の表示について、許可制を設ける等必要な制限

③ 広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準の設定

● 違反に対する措置等

- ◆表示・設置の停止命令
- ◆略式代執行（相手方が確知できない場合）
- ◆行政代執行
- ◆簡易除却（一定の要件を満たすはり紙、はり札、立看板、広告旗等の除却）

● 罰則

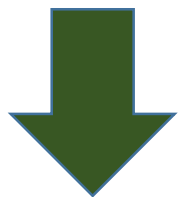
- ◆罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

◆はじめに～これまでの屋外広告物事務について～

愛知県屋外広告物条例に基づき、

- ・広告物表示等許可
- ・はり紙の簡易除却
- ・はり札、広告旗等の簡易除却

に関する事務を、権限移譲により市で行っている。



小牧市で条例を制定することにより・・・

本市の地域特性や景観計画を踏まえた規制誘導を行い、
景観行政と一元的に取り組んでいくこととします。

＜参考＞本市の状況

- ・令和5年6月1日 景観行政団体へ移行
- ・令和7年4月1日 景観計画の策定、景観条例の施行

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○制定に向けたスケジュール

年月	内容
令和7年5月29日	第1回景観審議会
令和7年7月中旬	第2回景観審議会
令和7年8月～9月	パブリックコメント
令和7年10月中旬	第3回景観審議会
令和7年12月	条例公布
令和8年4月1日～	条例施行

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○景観行政団体の条例で定められる事項

» 規制が可能

①一定の地域・場所又は物件について、表示・掲出禁止

(1)地域・場所

- ・住居専用地域、田園住居区域、景観地区、風致地区、伝統的建造物群保存地区
- ・文化財、保安林のある区域
- ・道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域
- ・公園、緑地、古墳、墓地
- ・その他都道府県等が特に指定する地域・場所

(2)物 件

- ・橋りょう、街路樹、路傍樹、銅像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木
- ・その他都道府県等が特に指定する物件

(3)都道府県等が公衆の危害を防止するために必要があると認める とき

②広告物の表示について、許可制を設ける等必要な制限

③広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法等の基準の設定

●違反に対する措置等

◆表示・設置の停止命令

◆略式代執行（相手方が確知できない場合）

◆行政代執行

◆簡易除却（一定の要件を満たすはり紙、はり札、立看板、広告旗等の除却）

●罰則

◆罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○条例（案）の概要

愛知県屋外広告物条例の規制区分と仕組みを維持しつつ、必要に応じて規制内容を検討

（屋外広告業の登録等については、引き続き県条例の定めによる。）

<構成>

- ①広告物の表示の制限や許可の基準等について規定（第3条～第11条）
- ②設置した広告物に対する管理義務や違反に対する措置等について規定（第12条～第23条）
- ③市長が指定する事項について小牧市景観審議会へ諮問することを規定（第24条）
- ④市長が指定する事項について告示をすることや手数料の徴収等について規定（第25条～第27条）
- ⑤罰則について規定（第28条～第31条）

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○禁止地域・禁止物件（第3条・第4条）

条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

・禁止地域の例（抜粋）



・禁止物件の例（抜粋）



◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○禁止地域（案）

1. 第1種低層住居専用地域、市長が指定する生産緑地
2. 国・県・市指定文化財の周囲50メートルの地域
（市指定文化財は市長が指定したもの）
3. 風致保安林、原生自然環境保全地域等
4. 高速自動車国道、自動車専用道路の全区間及び市長が指定する道路
及び鉄道等の区間
5. 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
6. 都市公園の区域、市長が指定する公共空地
7. 官公署、学校等の公共施設
8. 古墳、墓地、火葬場、葬祭場の敷地
9. 神社、寺院及び教会で市長が指定する区域
10. その他、市長が指定する地域又は場所

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○道路・鉄道沿線の規制イメージ

①高速自動車国道（名神高速道路、東名高速道路、中央道）



②主要な道路・鉄道沿線（国道41号）



③一部の道路・鉄道沿線（国道155号）



◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○禁止物件（案）

1. 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯
2. 街路樹、路傍樹
3. 信号機、道路標識、道路上のさくその他これらに類するもの
4. 電柱、街頭柱その他これらに類するもの
5. 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
6. 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、道路上の変圧器塔及び開閉器塔
7. 送電鉄塔及び送受信塔
8. 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
9. 銅像、神仏増、記念碑その他これらに類するもの
10. 景観重要建造物、景観重要樹木
11. その他市長が指定するもの

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○許可地域（条例第5条）

...**市長の許可を受けた上**で、広告物の表示が可能となる地域
※場所や広告物の種別により許可基準を設定可能。



景観重点地区（やすらぎみち）における基準を設定

※第6条に規定

- ・ 自家用広告物⇒許可地域と同様の基準で設置可能
※色彩基準については設定予定
- ・ その他の広告物⇒禁止地域と同様の基準で原則設置不可
※**適用除外規定**あり

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○適用除外（第6条）

社会生活を営む上で最小限必要な広告物などについては、屋外広告物規制の適用を除外。

<適用除外となる内容例>

次に掲げる広告物又は掲出物件については、**禁止地域・禁止物件・許可地域の規定**は適用しない。

- ① 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件
- ② 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

次に掲げる広告物又はこれらの掲出物件については、**禁止地域及び許可地域の規定**は適用しない。

- ① 自家用広告物[※]又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- ② ①に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの
- ③ 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
- ④ 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
- ⑤ 人、動物又は車両等に表示される広告物
- ⑥ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○適用除外（第6条）

市条例で新たに**2項目**を追加

- ・公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
→（例）市が設置する案内板に協賛企業を表示
- ・公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物又は掲出物件
→（例）公園内でのイベントに関連した広告

◆小牧市屋外広告物条例の制定について

○違反に対する措置（第16条）

- ・ 条例に違反した者等に対し、表示の停止、除却等必要な措置を命ずることができる。
- ・ 条例に違反した者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。
- ・ 措置を命ぜられた者が履行しないとき等は、行政代執行法に従い、その措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせることができる。
- ・ はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等が、一定の要件を満たす場合には、自ら除却し、又はその命じた者等に除却させることができる。

○除却した広告物等の保管、売却（第17条）

- ・ 広告物又は掲出物件を除却し、又は除却させたときは保管しなければならない。
- ・ 保管した広告物等について、一定の要件を満たす場合には、売却することができる。

○罰則（第28～31条）

- ・ 条例に違反した一定の場合に、罰金又は過料を科する規定を設定。